一般社団法人○○○○定款

第１章　総　則

（名称)

1. 当法人は、一般社団法人○○○○と称する。

（主たる事務所)

1. 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

（目的）

第３条　当法人は、○○することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

１　○○○○

２　○○○○

３　○○○○

４　○○○○

５　その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告の方法）

第４条　当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　社員

第５条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

２　社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（会費）

第６条　社員及び会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退社)

第７条　社員及び会員は、いつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第８条　当法人の社員及び会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第４９条第２項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第９条　社員または会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴　退社したとき。

⑵　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

⑶　１年以上会費を滞納したとき。

⑷　除名されたとき。

⑸　総社員の同意があったとき。

第３章　社員総会

（開催）

第１０条　定時社員総会は、毎年○月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１１条　社員総会は、各理事が招集する。

２　社員総会の招集通知は、会日より１週間前までに社員に対して発する。

（決議の方法)

第１２条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第１３条　社員は、各１個の議決権を有する。

（議長）

第１４条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

（議事録）

第１５条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第４章　役　員

（役員）

第１６条　当法人に、次の役員を置く。

　理事　１名以上３名以内

　２　理事のうち１名を代表理事とする。

（選任）

第１７条　理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

２　理事が２名以上いる場合、代表理事は理事の互選によって定める。

（任期)

第１８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（理事の職務及び権限)

第１９条　理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

２　代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

（解任）

第２１条　理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第２２条　理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議で定める報酬規程に従って算定した額を支給することができる。

第５章　計　算

（事業年度）

第２３条　当法人の事業年度は、毎年〇月１日から翌年〇月末日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第２４条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第６章　附　則

（最初の事業年度)

第２５条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和４年〇月末日までとする。

（設立時の役員）

第２６条　当法人の設立時理事は次のとおりとする。

設立時理事　　　○○○○

（設立時社員の氏名及び住所）

第２７条　設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住　所

設立時社員　　○○○○

住　所

設立時社員　　○○○○

（法令の準拠）

第２８条　この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

定款作成代理人○○○○は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和○年○○月○○日

設立時社員　　　株式会社○○

代表取締役　　○○○○

設立時社員　　　○○○○

設立時社員　　　○○○○

上記設立時社員３名の定款作成代理人

住　所

○○○○